

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年2月17日から同年3月18日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第14項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監 査 の 対 象

公の施設の指定管理者（所管部課名）

（1）株式会社 森高リゾート（経済部運輸観光課）

対象施設：新居浜市森林公園ゆらぎの森

（2）社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（福祉部介護福祉課）

対象施設：新居浜市老人福祉センター（上部・川東・川西）

2 監 査 の 範 囲

平成30年度の施設管理全般

3 監査を実施した委員

寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・近 藤 司

4 監 査 の 方 法

各施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ現地調査及び関係者からの説明を求め、監査を実施した。

5 監 査 の 結 果

各施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。

今後においては、さらに目的に沿った適正な施設の管理運営に留意するよう望むものである。なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

財政援助団体等

1 対象施設及び事業の概要（平成30年度）

（1）公の施設の指定管理者

（単位：円）

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
株式会社 森高リゾート	新居浜市森林公園ゆらぎの森	25,592,000	経済部 運輸観光課

【概要】

平成30年度より指定管理者として簡易宿泊施設及びレストラン「オーベルジュゆらぎ」、「作楽工房」、「木炭工房」等の施設管理・運營業務を行っている。「オーベルジュゆらぎ」は利用料金制を導入しており、施設の利用料金等の収入で管理運営を行っている。「作楽工房」等と園地管理（面積111,100㎡）については、指定管理料により運営している。

【施設概要】

所在地：新居浜市別子山甲122番地

設置：新居浜市（別子山村）※平成13年3月14日、別子山村時代に設置

設置目的：市民や次代を担う青少年に農林業、自然に対する理解を深めさせるとともに地域の活性化を図る。

【年間入込客・売上の状況】

年間利用者数	平成29年度	平成30年度 ※H30.4.1～ 指定管理者に選定	令和元年度
宿泊者数（人）	899	794	698
利用部屋数（部屋）	364	257	256
食事利用者数（人）	2,073	3,486	2,748
作楽工房（人）	108	149	351
来園者数（人）	19,590	30,200	41,000

年間売上額	平成29年度	平成30年度 ※H30.4.1～ 指定管理者に選定	令和元年度
宿泊	3,522,520	3,697,350	4,225,600
宿泊・食事	4,115,440	3,346,334	3,098,100
食事他	4,146,700	5,539,240	4,056,156
その他の売上	231,140	468,690	2,009,062
売上合計	12,015,800	13,051,614	13,388,918

運營業務については、それまで駐車場としていた場所を新たにキャンプ場として提供する他、キャンプ道具類のレンタル開始や宿泊施設の朝風呂利用開始、各種イベントの開催等の新たな取

り組みが、利用者数及び売上額の増加につながっている。

(2) 公の施設の指定管理者

(単位：円)

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会	新居浜市老人福祉センター (上部・川東・川西)	63,368,000	福祉部 介護福祉課

【施設概要】

新居浜市上部老人福祉センター（愛称：上部シニア交流センター）

所在地：新居浜市中筋町一丁目6番8号

設置：昭和55年3月29日

利用者数：37,426人

新居浜市川東老人福祉センター（愛称：川東シニア交流センター）

所在地：新居浜市八幡二丁目10番23号

設置：昭和58年3月10日

利用者数：27,489人

新居浜市川西老人福祉センター（愛称：川西シニア交流センター）

所在地：新居浜市滝の宮町3番3号

設置：昭和60年3月19日

利用者数：27,093人

【事業内容】

老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行う。また機能回復訓練の設備も設けている。

2 指摘事項及び回答内容

(1) 株式会社森高リゾートに関すること（回答は令和2年4月27日付け）

○指定管理者の区分経理について

新居浜市森林公園ゆらぎの森の管理に関する基本協定書第12条において、「ゆらぎの森の管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。」とされ、同条第2項では、「収支に関する帳票その他管理に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておく。」とされている。しかし、平成30年度収支決算書に記載された人件費には同業務従事者の期末手当・賞与や時間外勤務手当等

が含まれておらず、指定管理業務に係る人件費が独立した区分経理により適正に計上されているとは認め難い。

施設の指定管理業務を行う上で、基本協定書は最も上位に位置付けられているものであることを再認識し、今後においては、基本協定書を遵守した経理処理を行うため、独立した区分経理を行うよう改められたい。

(株式会社森高リゾート、運輸観光課)

<回答>

施設の指定管理業務を実施するにあたっては、基本協定書を遵守し、ゆらぎの森管理運営に係る会計については独立した区分経理による経理処理を行い、収支に関する帳票や施設の管理運営に関する記録を適切に整備し、経理状況が明確になるよう改善いたします。

(株式会社森高リゾート)

施設の指定管理業務の実施状況を適切に把握するためには、独立した経理区分による管理が行われていることが必要であることから、指定管理者に対し、基本協定書第12条の規定に基づく経理処理の実施、収支に関する帳票等の適切な管理及び記録の整備を行うよう指導いたします。

(経済部運輸観光課)

○施設及び設備の維持管理について

新居浜市森林公園ゆらぎの森の管理に関する基本協定書の仕様書において、施設及び設備の保守点検等について、消防法、労働安全衛生法、電気事業法等の関係法令を遵守し、適正な清掃、点検及び検査を実施することとされている。

しかし、消防用施設の保守点検業務については、業務委託契約を締結せず、年2回の法定点検を実施し、その都度点検手数料を専門業者に支払って所轄消防署へ報告を行っている。電気設備全般の点検については、電気供給事業者の保守点検を受けているものの、自家用電気工作物に該当する受電設備は、電気事業法の規定に基づいた保守点検が行われていない。

基本協定書に基づき、施設及び設備の保守点検等について関係法令を遵守し、適正な維持管理を行うため、専門業者による保守点検等が必要な業務については、市の承認を得た上で再委託を行うよう改められたい。

(株式会社森高リゾート、運輸観光課)

<回答>

施設及び設備の保守点検等については、基本協定書の仕様書に記載されている事項について、関係法令に基づく法定点検等を適切に実施いたします。

消防用施設の保守点検業務につきましては、業務委託契約が未締結であったため、委託契約を締結し、市の承認を得たうえで業務を実施いたします。

電気設備の保守点検業務につきましては、適切な保守点検がなされていなかったため、基本協定書及び電気事業法の規定に基づき、保守点検業務を行える業者と業務委託契約を締結し、市の承認を得たうえで、適切な保守点検を実施するよう改めます。

(株式会社森高リゾート)

施設及び設備の保守点検等については、基本協定書の仕様書に記載されている事項について、関係法令に基づく法定点検等の適切な実施を指導するとともに、各種点検業務に関する業務委託状況を把握し、各種保守点検、検査の実施状況の確認を徹底いたします。

(経済部運輸観光課)

○収支に関する帳票類の取扱い等について

毎日の売上を記録している売上日報を月別に集計して、事業報告書の月別売上実績と照合したところ、金額が一致していない月が見受けられた。これは、ゆらぎ館以外のキャンプ場、作楽工房、お土産や炭販売などの収入を売上日報に貼付・記載していないことが原因と思われる。また、記載されている金種の合計額が、現金の合計額と一致していないものや記載金額を棒線で抹消、訂正している箇所も多数見受けられた。

売上日報に貼付している売上レシートや領収書等の帳票類は、収支決算の基礎資料となるので、宛先及びただし書き等が正確に記載された領収書その他の帳票を漏れなく全て貼付し、金額を訂正した場合は、担当者がわかるように必ず訂正印を押し、訂正理由を明記するよう改められたい。

(株式会社森高リゾート)

<回答>

日々の売上につきましては、売上日報に漏れなく記載し、売上レシート、領収書等の挙証資料につきましても必ず売上日報に貼付するよう改善いたします。また、記載事項に訂正を要する場合は訂正印の押印及び訂正理由の明記を徹底し、適切な収支管理を実施いたします。

(2) 社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に関すること 指摘事項なし